がんぼろう!東北

岩手県を襲った台風10号は、県内各地の道路を寸断したほか倒木や土砂流出、路肩決壊などで通行止めとな りました。また、川の治水能力を超える大雨に加え、山から流出した木や土砂の影響で河川が氾濫したり、橋も 崩壊する箇所がありました。

このような被災状況を速やかに把握するため、国土交通省では、全国の地方整備局から職員を岩泉町、久慈市、 宮古市、釜石市、普代村へ派遣し、各自治体で道路、河川を中心に被害調査にあたりました。

酒田出張所からは、9月6日から12日までの1週間、出張所長が宮古市新里地区へTEC-FORCE(緊 急災害対策派遣隊※)河川班として派遣されました。



▲工事関係者から被害状況の聞き取り



▲土石流発生箇所を調査



▲河川での被害延長を測定

※TEC-FORCEとは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、

- ・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止
- ・被災地の早期復旧 ・その他災害の応急対策

に対する技術的な支援を目的として、国として円滑で迅速な活動の確保等のため設置するものである。

酒田河川国道事務所では、8月から平成29年2月末まで 最上川の河川敷に繁茂している樹木の伐採者を公募しており、 高水敷で樹木の伐採が出来ます。

既に第一次締め切り分の伐採区画が決定しており、引き続 き未決定区画の応募を受け付けています。

伐採した樹木はこれからの時期 に燃料等として使えるほか、木材 の加工、販売など営利目的でも使 用することができるので、興味の ある方は、酒田河川国道事務所H Pで確認いただくか、河川管理課 (四0234-27-3497) までお問い合 わせ下さい。



▲伐採後、 自家用車に積んで運搬

河寬(2回目)

酒田出張所では、お盆明けから始めていた最 上川、京田川での今年2回目の堤防除草を9月 末までに終えました。

今回も堤防刈草の無償提供することとしまし た。希望される方は、数に限りがありますので、 お早めに酒田出張所へお問い合わせ下さい。

なお、刈草を直接販売して利益を上げるよう な営利目的の場合には提供できません。



●昨年の 刈草提供 状況

河川敷で芋煮会を行う際は、次の利用 者のためにもきちんとゴミを持ち帰るよう、 ご協力よろしくお願いします!



国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 酒田出張所

TEL 0234-22-3604 FAX 0234-22-4314

1332 URL http://www.thr.mlit.go.jp/saKata

←携帯雷託 ・ 大きない。 ・ 大きない。「川の防災情報」はここから ・ 大きない。 アクセスできます。

http://i.river.go.jp/